

さいたま市長 12月定例記者会見

平成17年12月2日（金曜日）

午後1時30分開会

○ 進 行 ただいまから定例記者会見を始めさせていただきます。
それでは、幹事社の埼玉新聞さん、進行方よろしくどうぞお願いします。

○ 埼玉新聞 今月幹事社を務めます埼玉新聞と申します。よろしくお願いします。
では、早速ですけれども、本日の記者会見の内容につきまして、市長のほうから御説明、よろしくお願いします。

○ 市 長 皆様、こんにちは。いよいよJリーグもあと最終節を残すのみになりまして、5チームが優勝の可能性があるという大変な大混戦ですが、ゼヒ浦和レッズにですね、逆転優勝を飾ってほしいなというふうに思っております。

それでは、これから記者会見を始めさせていただきます。

まず、議題1の特別秘書の設置については、12月定例会の議案説明の前に私から特別秘書の設置について御説明をいたします。

特別秘書とは、地方公務員法の規定に基づき条例で指定する特別職の秘書でございます。

特別秘書を設置する目的ですが、さいたま市は、平成15年に政令指定都市に移行し、さらに本年、岩槻市との合併も果たし、今や118万人を擁する大都市へと大きく変貌を遂げ、行政需要も質、量ともに増大していることから、私のトップマネジメントの重要性を以前にもまして感じているところでございます。

そこで、私の政治的な活動についてサポートをする特別秘書を設置することにより、市政執行の体制強化を図ろうとするものであります。

特別秘書の主な業務としては、市政運営のために市民との意思の疎通を図ることや情報収集等を行うもので、具体的には、一つとして、市長の政務に関する連絡調整、これは各種団体や政党などとの連絡調整ということに相なります。2番目として、各種情報の収集、分析、提供などが挙げられます。一つが、大型プロジェクト推進に伴う情報収集、分析、提供などの事前調整、一つとしては、企業誘致を推進するための情報収集、分析、

提供などの事前調査。3番目として、国会議員、県議会議員等との連絡調整。4番目として、市政の関連行事への出席などを担当させたいと考えております。

今議会では、さいたま市特別職の指定に関する条例を提案いたしますが、条例案の内容は別途説明をさせます。

それでは、12月定例会提出議案の条例議案等について、まず総務局長から、続きまして予算議案について財政局長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

総務局長、お願いします。

○ 総務局長

私からは、条例議案、一般議案及び道路議案について説明をさせていただきます。

なお、説明させていただきます議案の題名につきましては、本日お配りをいたしました資料に記載をさせていただいておりますので、省略をさせていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

それでは、はじめに、一般議案のうち、指定管理者の指定に関する議案が49件ございますので、指定管理者の指定に関する議案から先に一括して説明をさせていただきます。

該当する議案といたしましては、本日お配りしました資料の8ページをお願いしたいと思います。議案第367号から、資料の29ページの議案第415号まででございます。

これら49議案につきましては、平成18年4月から指定管理者制度へ移行するため、地方自治法の規定に基づき、あらかじめ議会の議決をお願いするものでございます。

今回の対象施設は224施設ございまして、このうち53施設を公募により指定管理者の候補者として選定し、残りの171施設については非公募により候補者を選定したところでございます。

続きまして、指定管理者の指定に関する議案以外の議案について御説明いたします。

それでは、資料の1ページへお戻りをいただきたいと思います。

先ほど市長の方からも説明ございましたが、議案第344号についてでございます。

本議案は、地方公務員法第3条第3項第4号の規定に基づき、市長の専任の秘書の職を特別職として指定するものでございます。また、これに伴い、さいたま市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例などの規定の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第345号についてでございます。

本議案は、福島県南会津郡田島町、舘岩村、伊南村及び南郷村の合併により南会津町が設置されたことに伴い、寒冷地手当の支給地域である「舘岩村」を「南会津町」に改めるとともに、舘岩少年自然の家の位置の表示を改めるものでございます。

続きまして、資料の2ページをお願いいたします。

議案第346号についてでございます。

本議案は、地方自治法及び同法施行令の改正に伴い、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでございます。

続きまして、議案第347号についてでございます。

本議案は、市内見沼区染谷3丁目地内に設置が予定されています片柳コミュニティセンター内に、さいたま市立片柳図書館を設置することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料の3ページをお願いいたします。

議案第348号についてでございます。

本議案は、施設の老朽化などに伴い、同施設の建替えを前提として養護老人ホームの業務を社会福祉法人に移譲するため、本条例を廃止するものでございます。

続きまして、議案第349号についてでございます。

本議案は、施設の老朽化などに伴い、同施設の建替えを前提として特別養護老人ホームなどの業務を社会福祉法人に移譲するため、本条例を廃止するものでございます。

続きまして議案第350号ですが、本議案は、障害者福祉施策を重点化し、障害者の地域生活を支援する環境を整える施策を一層充実させるため、心身障害者福祉手当制度について、所得による制限を導入するものでございます。

続きまして、議案第351号についてでございます。

本議案は、道路の拡幅に伴い、常盤放課後児童クラブの位置の変更を行うものでございます。

続きまして、議案第352号についてでございます。

本議案は、高等看護学院の授業料などの適正化を図るため、授業料などの改定を行うものでございます。

続きまして、資料の4ページをお願いいたします。

議案第353号についてですが、本議案は、浄化槽法の改正に伴い、用語の整備を行うものでございます。

続きまして、議案第354号についてでございます。

本議案は、市内南区別所7丁目地内にさいたま市営武蔵浦和駅東駐車場を設置することに伴い、休業日、供用時間などを定めるものでございます。

続きまして、議案第355号についてでございます。

本議案は、福島県南会津郡田島町、館岩村、伊南村及び南郷村の合併に伴い南会津町が設置されたことに伴い、施設の位置の表示を改めるとともに、規定の整備を行うものでございます。

続きまして、資料の5ページをお願いいたします。

議案第356号についてでございます。

本議案は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の改正に伴い、引用条項の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第357号についてでございますが、本議案は、都市計画区域の再編及び土地区画整理法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、資料の6ページをお願いいたします。

議案第358号についてでございますが、本議案は、建築基準法などの改正に伴い、罰金の上限額の引上げなど所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第359号についてでございます。

本議案は、新たに岩槻区内の地区計画の6区域を本条例の適用区域として追加するとともに、建築基準法などの改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第360号及び資料8ページの議案第361号につい

てでございます。

これらの議案は、深谷市、岡部町、川本町及び花園町の合併並びに本庄市と児玉町との合併に伴い、埼玉県都市競艇組合の規約の変更について協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第362号についてでございます。

本議案は、さいたま市の特定の事務を取り扱う郵便局の廃止及び追加により、規約を変更するため、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第363号についてでございます。

本議案は、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、市内中央区鈴谷7丁目地内に、鈴谷地区公民館、仮称でございますが、を建設するための工事請負契約を締結するに当り、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第364号についてでございます。

本議案は、平成15年2月議会において議決を得た南大通東線跨道橋改築工事請負契約について、同工事の進捗に伴い、契約金額を変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、資料の8ページをお願いいたします。

議案第365号についてでございます。

本議案は、公共駐車場のための建物を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第366号についてでございます。

本議案は、平成13年1月19日に旧大宮市立指扇北小学校で授業中に発生した事故に関し、負傷した原告より提訴されておりました損害賠償請求事件につきまして、原告らとの間において和解することに合意に至りましたので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、少し飛びまして、資料の29ページをお願いいたします。

議案第416号についてでございます。

本議案は、当せん金付証券を92億円の範囲内において販売するため、当せん金付証券法の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第417号及び議案第418号についてでございます。
これらの議案につきましては、いずれも道路法第8条第2項及び同法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございまして、今回認定する市道路線は7路線、廃止する市道路線は6路線でございます。
以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○ 市 長

財政局長。

○ 財政局長

続きまして、予算議案について御説明申し上げます。

12月定例会で予定しております予算議案は、一般会計のほか特別会計4件、企業会計2件の合わせて7件でございます。

順次御説明申し上げますので、資料の1ページをお願いいたします。

(1)の総括表でございます。

一般会計におきまして、27億5,214万8,000円を追加し、予算総額を3,718億3,688万5,000円とし、国民健康保険事業特別会計では、37億415万6,000円の追加。補正額の欄が空欄になっておりますが、介護保険事業では歳出予算の組み替えを。同じく補正額の欄が空欄でございますが、市営北与野駅北口地下駐車場事業では債務負担行為の設定を。浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業では2,970万円の追加。

次に企業会計になりますが、水道事業では1億4,102万1,000円の追加。下水道事業では、1億5,540万円を追加いたしまして、補正額の合計を67億8,242万5,000円とし、全会計の予算総額を6,871億1,194万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

(2)は、一般会計補正予算案の概要、これは歳入の款別内訳でございます。16款の国庫支出金は、生活保護にかかわる国庫負担金と、まちづくり交付金の内示に伴います増加補正、それから、17款県支出金につきましては、介護保険にかかわる補助金の増額、21款繰越金につきましては前年度繰越金、22款諸収入につきましては損害賠償保険等の雑入を、23款市債につきましては、都市計画事業にかかわる地方債の増額でございます。

次に3ページでございます。

歳出の款別内訳でございますが、内容につきましては次ページ以降で御説明申し上げますので、4ページをお願いいたします。

(3) 補正予算案の概要でございますが、2款総務費で、自治振興事業は、財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業について追加交付となったものでございます。

次の浄書印刷事業につきましては、印刷センターの移転に伴います庁舎西側倉庫の改修費用を。

次の、職員人件費につきましては、人員配置と職員構成の変動に伴います増額補正でございます。

以下、次から出てくる人件費につきましては同様でございますので、略させていただきます。

下段の公有財産管理事業につきましては、日進町地内の市有地から基準を上回る鉛が検出されたため、土壌改良を行う費用でございます。

5ページをお願いいたします。

3款民生費でございますが、障害福祉執行管理事業につきましては、障害者自立支援法施行に伴いますシステムの改修費用、次の幼稚園就園奨励事業と生活保護事業につきましては、いずれも対象者数の増加による増額補正でございます。

下段の介護保険特別対策事業につきましては、低所得者層の負担軽減を図るための助成金でございます。

6ページをお願いいたします。

4款衛生費は、国庫支出金の精算に伴う返還金と特定不妊治療助成金の増額補正でございます。

次に8ページをお願いいたします。

6款農林水産業費ですが、土地基盤整備事業は、指扇北土地改良区の土地改良事業が今年度事業採択されたことに伴います、市負担分の補正でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

8款土木費ですが、川越線日進・指扇駅間新駅設置事業につきましては、用地取得に伴います補償料でございます。

10ページになりますが、緊急地方道路事業につきましては、南大通東

線の跨道橋建設工事につきまして、全体事業費が確定したことに伴います減額補正でございます。

次に、11ページになりますが、合併支援道路整備事業につきましては、道場三室線と田島大牧線の用地取得費でございます。

次に12ページになりますが、10款教育費でございます。

生徒指導総合計画事業につきましては、平成13年に発生いたしました児童の事故にかかわる損害賠償請求訴訟に伴います和解金でございます。

次の(小)教育扶助事業と、次ページ中段の(中)の教育扶助事業につきましては、経済的な理由により就学が困難と認められる学童児童の保護者に対する助成金でございます。

12ページ下段になります、中学校管理運営事業と13ページ上段の各教科教材等整備事業につきましては、平成18年度から国立武蔵野学院において学校教育を実施するための準備費用でございます。

13ページ下段になりますが、少年自然の家管理運営事業につきましては、館岩少年自然の家と赤城少年自然の家の燃料費の増額補正でございます。

14ページをお願いいたします。

学校給食管理運営事業につきましては、学校給食の自校化に伴います債務負担行為の設定でございます。

中段の、武道館管理運営事業につきましては、大宮武道館の吊天井の耐震補強工事を行うものでございます。

下段の、地区公民館管理運営事業につきましては、宮原、春岡公民館のバリアフリー化工事に要する費用でございます。

次に、15ページから16ページにかけてでございますが、指定管理者制度に係る債務負担行為の設定につきましては、指定管理者制度を導入するに当たりまして、表記載の42件について債務負担行為の設定をするものでございます。

次に、17ページをお願いいたします。

特別会計でございますが、国民健康保険事業特別会計におきます2款保険給付費は、いずれも対象者の増加に伴います増加補正でございます。

次に、18ページをお願いいたします。

3 款老人保健拠出金につきましては、対象年齢の引き上げに伴います減額補正でございます。

中段の 4 款の介護納付金につきましては、介護給付費等の増によります介護納付金の増額補正でございます。

9 款諸支出金につきましては、一般被保険者保険税還付金につきましては、還付金の増加に伴います増額補正、償還金につきましては精算交付から生じる返還金でございます。

次に、19 ページをお願いいたします。

介護保険事業特別会計ですが、これは、準備基金積立金から、過年度の償還金へ歳出予算の組み替えを行うものでございます。

中段にあります市営北与野駅北口地下駐車場事業特別会計につきましては、指定管理者制度の導入に伴い、債務負担行為の設定をするものでございます。

下段の、浦和駅東口駅前地区市街地再開発事業特別会計につきましては、人件費でございます。

20 ページになりますが、企業会計でございます。

水道事業会計では、収益的支出で、道路工事等に伴う水道管の移設工事の補正を行うものでございます。

下水道事業会計につきましては、資本的支出で、新しい制度の汚水処理施設整備交付金を受けて下水道工事を行うものでございます。それと、工事の平準化等を図るため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

以上でございます。

○市長 それでは、3 番目の、さいたま市新型インフルエンザ対策行動計画について発表いたします。

近年、東南アジアを中心に高病原性鳥インフルエンザが流行し、ヒトに感染・死亡例が報告をされ、ヒトからヒトへ感染する「新型インフルエンザ」の発生の危険が高まってきております。ヒトが免疫を持たないウイルスに感染し患者が発生すると、大規模な健康被害が生じる可能性が指摘をされているところであります。

本市では、新たな感染症の脅威から 118 万市民の健康を守り、安心・

安全を確保するため、緊急に対策を確立する必要があることから、11月28日に「さいたま市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、12月5日に第1回さいたま市新型インフルエンザ対策本部会議を開催をいたします。

行動計画の策定は、現段階では、政令指定都市の中で初の策定ということに相なります。

行動計画の構成ですが、新型インフルエンザ発生段階を6段階に分け、それぞれの段階において、市が講ずべき具体的な対策を行動計画として策定をいたしました。

現在は、本市行動計画の第1段目に当たる状況と考えているところであります。

また、この段階は、順番どおりにはならないということも考えられるところであります。

本市の特色ある対策といたしましては、第1点目として、海外発生期の段階で「地域対策会議」を設置をし、市内の各種団体と協力して、より市民に密着した対策を推進をしていくところであります。

第2点目として、国内発生期の段階では、24時間体制の相談窓口を保健福祉局内（本庁）に設置をすることとしております。

第3点目として、大流行の際に、ひとり暮らし高齢者等への生活支援が必要になると考えられるため、各区に生活福祉相談の窓口を設置をすることとしております。

第4点目として、第1段階から市民に対して、感染の標準予防策、うがい・手洗いの周知徹底やインフルエンザワクチン予防接種の勧奨を行うこととあります。

私の背後にあるポスターですが、これが、うがい・手洗いの勧奨ということでありまして、各市内の施設に掲示をする予定といたしております。

今現在、インフルエンザ対策としましては、65歳以上へのインフルエンザワクチン予防接種の勧奨、それから、市報、電光掲示板による標準予防策、うがい・手洗いの周知、小中学校に標準予防策、うがい・手洗いの周知徹底を行っておりますが、今後の対策としては、全公共施設へ予防ポスターの掲示、市民及び学校に対し、ホームページによる流行時の注意喚

起を行う、このような予定にいたしているところでございます。

行動計画については、お手元に配付をしておきましたので御参照いただければと思います。

とりあえず以上です。

○ 埼玉新聞 御説明どうもありがとうございました。

それでは、各社から何か質問があれば、よろしくお願ひします。

○ NHK NHKですけれども、特別秘書についてお尋ねします。

政令指定都市でですね、今、同様の条例を持っているところは仙台市だけというふうに、同様の特別秘書ですが、同様の条例を持っているところは仙台市のみということを担当課のほうから伺っているんですが、その仙台市も、もう昭和59年以降、実質的には特別秘書的な方は置いていません。

そうした中、さいたま市が今置かなくてはいけない理由について教えていただきたいんですが。

○ 市長 はい。ちょっと待ってね、書類が……必要性ということでしょうけれども、さいたま市は、先ほどもちょっと申し上げましたが、平成15年の政令指定都市への移行、さらに、本年、岩槻との合併ということで、118万人という大都市へ大きく変貌をとげてまいりました。行政需要も、質、量ともに増大をしていることから、私のトップマネジメントの重要性を以前にもまして感じているところであります。

そこで、私の政治的な活動についてサポートする特別秘書を設置することによりまして、市政執行の体制強化を図ろうとするものでございます。

そして、このことで、円滑な市政運営、市民サービスの向上が図られ、理想都市の実現に向けて大きく前進する力になるだろうと、このような期待を抱いているところでございます。

○ NHK 他の政令指定都市ではいらっしゃらない方が、なぜそのさいたままで必要なのかと……。

○ 市長 それは私が必要と感じたから必要なんです、これは。

○ 埼玉新聞 条例案では、月給が48万で、このあいだ民間の経済人をお考えだと、安いかなという感じがするんですけれども。

○ 市長 安いかもしれません。

- 埼玉新聞 それで、その48万という額に至った経過みたいなのが……。
- 市 長 じゃ、そちら、給与課長のほうから。
- 事務局 給料月額が48万ということについての、算出の経過でございます

。

実は、政令市の中で、先ほどこちょっと御質問もございましたが、一応、条例等が設置されているのが仙台市。ただ実際には……。

- 埼玉新聞 座っていただいて……。
- 事務局 実はですね、非常勤ですが、横浜市に非常勤の特別秘書の嘱託としてですね、嘱託員として秘書がいらっしゃいます。その方がですね、報酬月額が38万円でございます。

これは、週の勤務時間が31時間ちょっとということで、おおむね、私も一般職員、常勤職員の4分の3の勤務時間でございます。

で、報酬月額38万円をですね、今、常勤の特別職ということで本市考えてございますので、それを常勤の、いわゆる週40時間に換算していきますと、約48万6,000円ちょっとということで、他の都道府県の方々も特別秘書を置かれているんですが、そういう方々の平均的な報酬額が、月額が約70万弱ぐらいあるんですが、そういうことと、それから昨今の経済状況等を勘案しまして、月額48万円と設定したものでございます。

以上です。

- 埼玉新聞 続いてですが、すみません、総務省でですね、自治法の改正を来年の通常国会に提出するとかですね、あるいは、地方制度調査会が特別職に関する改革の提案をしましたけれども、収入役の廃止というのはですね、特別職全体での、何か今後の方針みたいなものがございますか。

- 市 長 今のお話のように、地方制度調査会のほうから、副市長というふうな制度の提案が出てますがね。いわゆるその、職務を分担をして、副市長は、その分担した職務については、市長とそこで相談しながらでしょうけれども、責任を持ってやるというのが、今度の新しい提案の一つの特徴で、もう一つは、これだけIT化が進んでくると、収入役というものも要らなくて、これは職員で賄えるんじゃないかと。この二つが大きな、今提案をこれからされる特徴だろうと思うんですね。

ですから、またそういった時点で、当然、さいたま市のほうも、制度的な改革というものはやっていかなければならないでしょうし、それに向けてやはり準備も進めていきたいというふうに思っています。

- 日経新聞 日経新聞ですが、この条例案が通った場合は、市長のお考えとしては、もう来年4月1日にはもう告示……。
- 市長 即座に。
- 日経新聞 即座にということですか。
- 市長 ちょうど年末年始で、そういう、いろんな政務的なことが非常に多い時期になりますので、できるだけ早く……。
- 読売新聞 21日の閉会……。
- 市長 後だね。そういうつもりですけれども、まだ、ちょっと相談してないから、これからだけだね。
- 読売新聞 すみません、読売ですけど、予算のほうで、大宮武道館の吊り天井の工事で300万とあるんですが、これは、今現在使用禁止になっているんでしょうか。
- 市長 担当、だれか来てる？ 武道館。
- 事務局 現在、まだこれから、補正予算をですね、許可がございましたら使用をしばらく止めていただきまして……今のところは止めておりません。
- 読売新聞 特にそういう、危険性はないわけですか。
- 事務局 危険性というか、大きな地震があれば危険性はあるわけですが、既に申し込んで使われている方がおまして、使いたいという方もいらっしゃると思いますので、申し込みそれ自体やめていただくという理由も今のところないので、工事が始まる前段の準備から申し込みを遠慮していただいて閉館するというふうなかたちをとります。
- 読売新聞 そうすると、今使っている方には、吊り天井であることを説明して了解を得たうえで使ってもらおう……。
- 事務局 それはそうです。
- 市長 例のプールの吊り天井みたいな、ああいう構造になっているんですね、やっぱりね。
ああいう施設、多いんじゃないですか、全国的には。今までは安全だと言われてたから。

- 埼玉新聞 新型インフルエンザの件で、全部読んでなくて、まだですね……タミフルの備蓄目標みたいなのはございますかね。
- 助 役 この中には入っていません。
- 市 長 この中には入ってない……。
- 助 役 ええ。
- 市 長 タミフルのほうは、国が一義的には手当をするということは、このあいだ発表されましたですね。で、各県の備蓄の目標と関連しながら、国のほうで購入をするというふうな情報を聞いてますけれども。
- 助 役 国と都道府県でということ、さいたま市分も一応今回は都道府県にタミフルの購入を要請をするという役割みたいです。
- 読売新聞 行動計画、28日に策定とありますけれども、こういうのは、市民の関心も当然高い問題ですから、策定とともに公表されたほうがいいのかなという気はするんですが……。
- 市 長 そうね。やはり、今日の記者会見がありましたので、今日を待つということにしたんですが、やりましたよという話だけでも、市民の方に伝えてもよろしいんですけども、やはり、皆さんに記事にきちんと書いていただいたほうが正確に伝わるだろうというんで、ぜひ、PRいっぱいやってください。お願いします。
- NHK 12月5日の会議は、どちらで何時からやられるんでしょうか。
- 市 長 12月5日のほうは、行政会議のあと、そのまんま、行政会議というのは、市長から各局長、それから区長、また行政委員会の事務局長、こういったメンバーで構成してますけれども、それがだいたい、この鳥インフルエンザの本部と合致しますので、そのあと引き続きやるということにしております。
- NHK 時間は、そうしますと、だいたい……。
- 市 長 だいたい、だから、9時半ぐらいになりますかね。
- 埼玉新聞 ほかに、質問ございませんか……。
- なければ、幹事社の代表質問に移らせていただきます。
- 2点ございます。
- 一つ目が、耐震強度偽造問題です。市民の不安も相当高くなっていると思いますけれども、今後ですね、市として、建築確認申請の審査の厳密化、

そういったものをお考えかどうか、これが1点です。

それから、デジタル放送用のタワー誘致問題ですけれども、県と市の議員懇話会が、建設予定地の隣にですね、また更にもっと土地を買ってはどうかと、誘致したらどうかといったような案を検討していると聞きましたけれども、正式提案された場合、どういうふうにするかですね。

よろしくをお願いします。

○ 市 長

まず、第1点めの、耐震強度の偽造問題についてですが、今回の構造計算書の偽造事件、これは、基本的な生活基盤である建築物の安全性を脅かす反社会的な行為でありまして、建築物を利用するすべての国民の信頼をゆるがしかねない前代未聞の悪質な事件でございます。書類を偽造した設計者が強く責められるのは当然のこととして、偽造された建築確認申請が審査過程においてチェックできなかったことにより、強度基準に満たない建築物が多数建設をされたことは、まことに遺憾なことと言わざるを得ません。

今後、さいたま市といたしましては、法令に則した確実な審査を引き続き実施をしてまいりたいと思います。

また、国交省では、確認検査制度等の基本的総合的な検討を行うことを表明しておりますので、国の施策の方向を注視しつつ、適切な措置を講じてまいりたいというふうに思っているところでございます。

それから、2番目の、タワー問題、隣接する土地の話ですが、11月24日に、さいたまタワー誘致埼玉県さいたま市議会議員懇話会、深井さんが会長ですけれども、これから、タワー誘致を優位に導くため、都市再生機構用地を県とさいたま市で確保してほしい旨の要望が出されました。

これは、タワー誘致成功にかける懇話会議員さんの強い意気込みのあらわれであろうと考えております。

放送事業者は、タワーを利用する立場から、タワー事業の安定性、持続性を強く求めています。このため、さいたま新都心での事業の安定性、持続性を支援することは、誘致成功に何よりも有効な手段であると考えられます。都市再生機構の土地を確保することにより、タワーを含め、街区の一体的開発が可能となり、新都心の一層の賑わい創出やタワー事業の安定性の確保になると想定をされますが、現時点では、墨田・台東エリアとの

協議経過や難視対策の技術的検討結果など、放送事業者の動向を見守りながら、県と慎重に協議をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

- 埼玉新聞 では、今の説明に関して質問があれば、お願いいたします……。
ないようでしたらば、その他の質問に入りたいと思いますけれども、よろしいですか。

では、そのほかの質問……。

- 読売新聞 緑区の道路隆起の問題で、発生から今日までの市の対応と今後の取り組みのお考えをお願いいたします。

- 市長 まず、概要をこっちから言って、あと補ってください。

概要で申し上げますと、道路隆起の現場において、平成17年11月22日、午後5時ごろから緑区役所生活課の職員が通過したときにはまだ異常がなかったと、こういう状況でした。ところが、同日午後6時20分ぐらいに通行者から緑区役所生活課に道路隆起の通報が入りまして、午後7時、浦和東警察署の立会いのもと、約170メートル区間において通行止めの措置を行っております。

翌23日に南部建設事務所で現場を確認をしたところ、隣接する芝川への影響を発見し、埼玉県にも連絡を行っております。

道路の隆起は、高さ1.3から1.5メートル程度、延長約48メートル、横方向に3メートル程度のずれがありまして、また、隣接する一級河川芝川も、堤防のずれや亀裂、及び土砂の流出が見られます。なお、現在も通行止めの措置を行っているところであります。

原因としては、道路に接している民地の盛土の影響と考えられますが、今のところ、周辺の民地への影響は確認をされておられません。

次に、今後の対応をどうするか、こういうことになろうかと思っておりますけれども、今回の道路隆起に関しましては、市道の管理者、一級河川管理者、相互に関連をいたしますとともに、民地側の盛土による影響が十分考えられますことから、去る11月25日に、関連する部局で打合せを実施いたしました。打合せは、市道管理者と河川管理者であります埼玉県土整備事務所、そして、民地側の盛土に対しましては市の農政、環境、及び見沼田圃に関する規制を所管する政策の関連部局でございます。

今後の対応といたしましては、まず、民地側の盛土に関しましては、農地法違反として、これまでも指導を行ってまいりました農業委員会、これを中心に、原状回復へ向けた具体的な措置を講ずることといたしました。

また、道路隆起などの原因究明につきましては、市で現状調査を実施し、そして、隣接する芝川の影響が大きいことから、これを管理する埼玉県が地質等の調査を行い、今後の対応について両方で調整を図ることといたしました。

なお、復旧に関しましては、この調査結果を待って実施をするということにいたしております。

何か追加ありますか……いいですか。

まあ、理不尽な話でね、もう前から、駄目ですよということは、特に農業委員会なんか言ってるんだけど、また巧妙なんですよ。言うとなんか削るんだ。幾らか低くなるわけ。見てるとそのうちまた高くなっちゃう……。

- 読売新聞 問題のあとに、土を盛った業者から話というのは聞いたんですか。
この問題が起こったあとに、土を盛ったとされる業者から事情聴取……。
- 市長 業者の事情聴取はしてあるのかな。
- 事務局 農業委員会です。本日、これから、3時からですね、業者及び地権者を呼んで事情聴取、及び、もう即、原状回復命令ということをやるとの予定でございます。
- 読売新聞 見沼田圃というと、当然、地盤はゆるいところなんですけれども、ああいう盛土というのは、ほかにもありそうな感じがしますけれども、同じような状況、問題というのはこれまでもあったんですか。
- 市長 ありました。ありました。で、今問題になっている盛土のところなんですけれども、過去においてですね、かなり高い盛土がされちゃった地域というか、場所だったんですね。それを指導して原状回復やって、今の盛土したところの3倍ぐらいの広さが前ばあったんですけども、原状回復をして一つはもう既に畑で、耕作で使われています。もう一つのほうは……こういうふうなね、四角いあれで、こういうふうな所有者、ここから、真ん中が盛土されちゃっている。前はずっとやられてた。こっちはもう農業やってて、こっちは今整地やっていますから、真ん中の、前から言うと真ん中の部分だけがもう1回盛土されちゃったと、こういうふうな状況ですね。

- 読売新聞 以前同じような問題が起きたときは、例えばその、盛土が原因と認定して盛土撤去を、一度従った……。
- 市長 盛土そのものが違反なんですよ。それで、前は隆起はしなかったわけ。そうじゃなくて盛土そのものが違反なんで、原状復帰命令を出して、それで……。
- 読売新聞 今回のような、道路が盛り上がったというのはない……。
- 市長 それはなかった。
- だから、今回はやっぱり、少し集中したからじゃないですかね、重点、重力がとといいますか……。
- 埼玉新聞 ほかに質問ございますか。
- 毎日新聞 毎日新聞ですけれども、浦和レッズが、あした、まだ優勝の可能性残っていますけれども、サポーター、一サポーターとして一言いただきたいんですけれども。
- 市長 冒頭のごあいさつで申し上げたんですけれども……なんとか、世紀の逆転果たしてくださいと。
- 明日は、だいぶ新幹線でサポーターずいぶん行くみたいですね。ただ、天気予報が雪だっているんだね、新潟が。雪じゃあ、レッズはあんまり慣れてないんじゃないかな。それがちょっと心配ですけれども、なんにしても、一時は完全にあきらめちゃったのが、ここまでダンゴになってきましたから、ぜひ頑張ってもらいたいなど。
- なんたって、5チーム優勝する可能性があるというのは、すごいダンゴですよ、これはね。
- 埼玉新聞 ほかになければ……。
- それではこれで……。
- 市長 どうもありがとうございました。
- 市長 これで定例記者会見を終わらせていただきます。本日はありがとうございました。

午後2時18分閉会